

# 令和 4 年度第 1 回青森県子どもの貧困対策等推進委員会

## 第 2 次青森県子どもの貧困対策推進計画

(計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度)

### 関連事業実施状況

令和 4 年 8 月

青森県健康福祉部こどもみらい課

# 青森県子どもの貧困対策推進計画 施策体系

## 第2次計画(R3~R7)

I 教育の支援	1 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	(1) 学校教育による学力保障 (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが機能する体制の構築等 (3) 高等学校等における修学継続のための支援
	2 幼児教育の負担の軽減と質の向上	
	3 就学支援の充実	(1) 義務教育段階の就学支援の充実 (2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減
	4 大学等進学に対する教育機会の提供	(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 (2) 県立大学生・私立専門学校生に対する経済的支援
	5 特に配慮を要する子どもへの支援	(1) 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援 (2) 特別支援教育に関する支援の充実
	6 地域における学習支援等	(1) 地域と学校の連携・協働の推進 (2) 生活困窮世帯等への学習支援
	7 その他の教育支援	(1) 子どもの食事・栄養状態の確保 (2) 多様な体験活動の機会の提供 (3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実
II 生活の安定に資するための支援	1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	(1) 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 (2) 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
	2 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立支援 (2) 保育等の確保
	3 子どもの生活支援	(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援 (2) 食育の推進に関する支援 (3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
	4 子どもの就労支援	(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の入所児童等に対する就労支援 (2) 高校中退者等への就労支援 (3) 子どもの社会的自立の確立のための支援
	5 住宅に関する支援	
	6 児童養護施設退所者等に関する支援	(1) 家庭への復帰支援 (2) 退所等後の相談支援
	7 支援体制の強化	(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化 (2) 市町村等の体制強化 (3) ひとり親家庭支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 (4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 (5) 相談職員の資質向上
III 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援		(1) 親の就労支援 (2) 親の学び直しの支援 (3) 就労機会の確保 (4) 保育等の確保
IV 経済的支援		(1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付 (2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援 (3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付 (4) 生活保護世帯の子どもへの教育支援 (5) 教育費負担の軽減 (6) 医療費の助成 (7) 養育費の確保に関する支援
V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援		(1) 修学継続のための支援 (2) 生活環境の変化に対応した支援 (3) 就労支援 (4) 経済的支援

< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	1	(1)	あおもりっ子育てプラン21	県	きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、市町村立小・中学校において少人数学級編制等を実施する。 ・小学校1～5年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施し、学年1学級34以上の学級は、学級を分割せず非常勤講師を配置する。 ・中学校1年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施する。 ・小学校の複式学級については、1～4年生を含む学級で、一定の児童数以上の学級に非常勤講師を配置する。	教職員課	対象校における配置率	100% (R2)	100% (R3～R4)	994,617	100%	本県独自の少人数学級編制等の実施により、個に応じたきめ細かな学習指導や生活指導を行うことが可能となり、子どもの基本的な生活習慣の定着や学習意欲の向上、いじめや不登校などの未然防止や早期発見、早期対処に効果を上げていることから、継続して実施する。 令和4年度は、計画どおり小学校6年生に拡充し、小学校全学年と中学校1年生で実施する。	970,666
I	1	(2)	スクールカウンセラー配置事業	県	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援を行う。	学校教育課	配置率	(小) 100.0% (中) 100.0% (R元)	(小) 100.0% (中) 100.0% (R7)	103,074	100%	県内全ての公立小中学校へ配置、派遣した。相談活動の他にスクールカウンセラーの校内研修の講師としての活用や教育プログラムへの活用を促進し、教育相談体制の充実を図る。	113,508
I	1	(2)	スクールソーシャルワーカー配置事業	県	問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、学校内のチーム体制を構築する。	学校教育課	配置人数	28人 (R元)	38人 (R7)	34,188	28人	県内全ての中学校区で対応できるようスクールソーシャルワーカーを配置した。スクールソーシャルワーカーのより高い資質向上を目指す研修活動の充実が求められる。	34,188
I	1	(2)	特色教育支援経費補助(教育相談体制の整備)	県	私立中学校・高等学校における教育相談体制を整備するためスクールソーシャルワーカーを配置する事業など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	—	—	—	12,000	3,251	私立中学校・高等学校における教育相談体制を整備するためスクールソーシャルワーカーを配置する事業など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	10,200
I	1	(3)	進学力を高める高校支援事業	県	県立高等学校の生徒の大学進学志望を達成し、大学進学率の向上を図るため、各学校における生徒の進学力向上、教員の指導力向上、保護者の意識啓発を図る取組を支援する。	学校教育課	大学等進学率	46.6% (R元)	50.0% (R7)	7,189	51.6%	引き続き、県立高等学校の生徒の大学進学志望を達成し、大学等進学率の向上を図るため、各学校における生徒の進学力向上、教員の指導力向上、保護者の意識啓発を図る取組を支援する。	6,970
I	1	(3)	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】(I-1-(2))	県	問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、学校内のチーム体制を構築する。	学校教育課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	1	(3)	特色教育支援経費補助(教育相談体制の整備) 【再掲】(I-1-(2))	県	私立中学校・高等学校における教育相談体制を整備するためスクールソーシャルワーカーを配置する事業など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	1	(3)	青森県立高等学校学び直し支援金	県	県立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び県立高等学校等に入学し学び直しをする生徒に対して、学び直し支援金を支給する。	学校施設課	支援金を支給した生徒の数	52人 (R円)	—	510	40人	引き続き、取組を継続して実施する。	510
I	1	(3)	私立高等学校等学び直しへの支援金	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び私立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対して学び直しへの支援金を支給する。	総務学事課	支援金を支給した生徒等の数	18人 (R円)	—	2,020	10人	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び私立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対して学び直しへの支援金を支給する。	2,020
I	2		私立学校経常費補助	県	私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児又は生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校を設置する学校法人に対して人件費を含む学校の経常的経費について県が補助する。	総務学事課	補助金を交付した学校法人の数	28法人 (R円)	—	3,159,476	27法人	私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児又は生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校を設置する学校法人に対して人件費を含む学校の経常的経費について県が補助する。	3,202,716
I	2		保育料軽減事業費補助金	市町村	保護者等が現に扶養している第3子以降の3歳未満児に係る保育料を軽減する。	こどもみらい課	補助金の対象となった児童数	1,624人 (R円)	—	67,309	1,691人	安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、引き続き第3子以降の乳幼児の保育料の負担を軽減する市町村の取組への補助を行う。	67,039
I	2		多子世帯・ひとり親世帯の保育料負担軽減	国・県・市町村	多子世帯・ひとり親世帯の満3歳未満の子どもの保育料負担を軽減する。	こどもみらい課	—	—	—	—	—	幼児教育・保育の無償化により、市町村民税非課税世帯については、3歳未満児の保育料も無償化された。また、年収360万円未満のひとり親世帯等については、2人目以降については保育料は無料で、第1子の保育料も市町村民税非課税世帯並みに軽減されている。	—

< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	2		特色教育支援経費補助(幼稚園の子育て支援活動の推進)	県	私立幼稚園の施設又はその教育機能を広く開放する取組など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった私立幼稚園数	70園 (R元)	—	39,680	66園	私立幼稚園の施設又はその教育機能を広く開放する取組など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	39,840
I	2		利用者支援事業	市町村	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う。	こどもみらい課	事業実施箇所数	20か所 (R元)	43か所 (R6)	49,743	25か所	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う。	27,688
I	2		あおもり家庭教育支援総合事業	県	全ての親が安心して家庭教育を行うために、あおもり家庭教育アドバイザーが活用する家庭教育の学習テキストの作成、親の学びの機会の充実、支援のネットワークづくり等を行う。	生涯学習課	—	—	—	2,594	—	引き続き、今日的な課題に対応する学習プログラムの作成や、地域が一体となって子どもたちを育むことについて学びを深める研修会等を行う。	2,603
I	2		家庭教育支援動画制作普及事業	県	子育て情報を動画により発信し、子育てに対する不安や悩みに対する解決の糸口とし、家庭教育の充実を図る。	生涯学習課 (総合社会教育センター)	—	—	—	3,866	—	家庭教育の充実を図るため、引き続き、子育ての不安や悩みに対する解決の糸口となる子育て情報を取り上げた動画を制作・発信する。	3,866
I	2		あおもり家庭教育力向上事業	県	地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論や心構えを学ぶ講座を開催するとともに、養成した人材を「あおもり親楽プログラム」を使用する研修会に派遣する等、家庭教育支援体制強化のための活動を行う。	生涯学習課 (総合社会教育センター)	あおもり家庭教育アドバイザーへの新規登録者数	6人 (R2)	16人 (R5)	820	15人	地域における家庭教育支援体制を整備するため、引き続き、家庭教育支援者としての理論や心構えを学ぶ講座を開催するとともに、養成した人材を「あおもり親楽プログラム」を使用する研修会に派遣する。	1,025
I	2		子育て支援施設等利用給付費補助(私立幼稚園)	市町村	新制度の対象とならない私立幼稚園を利用する子どもの利用料を月額2.57万円を上限として無償化する。	こどもみらい課	—	—	—	子育てのための施設等利用給付で計上	—	新制度の対象とならない私立幼稚園を利用する子どもの利用料を月額2.57万円を上限として無償化する。	子育てのための施設等利用給付で計上
I	2		子育て支援施設等利用給付費補助(私立幼稚園 預かり保育)	市町村	私立幼稚園の預かり保育を利用する子どもで、保育の必要性の認定を受けた場合は、月額1.13万円を上限に利用料を無償化する。	こどもみらい課	—	—	—	子育てのための施設等利用給付で計上	—	私立幼稚園の預かり保育を利用する子どもで、保育の必要性の認定を受けた場合は、月額1.13万円を上限に利用料を無償化する。	子育てのための施設等利用給付で計上

< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	2		子育てのための施設等利用給付	市町村	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等の利用料を無償化(給付上限額あり)。	こどもみらい課	—	—	—	215,480	—	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等の利用料を無償化(給付上限額あり)。	113,061
I	3	(1)	就学援助	市町村	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	学校教育課、スポーツ健康課	—	—	—	—	—	引き続き、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。	—
I	3	(1)	就学援助(医療費)	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	スポーツ健康課	支給人員	0人 (R2)	—	58	0人	引き続き、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。	49
I	3	(1)	就学援助(学校給食費)	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	スポーツ健康課	支給人員	14人 (R2)	—	151	16人	引き続き、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。	169
I	3	(2)	国公立高校生等奨学のための給付金	県	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する。	学校施設課	給付金を給付した保護者等の数	4,066人 (R元)	—	579,151	3,394人	引き続き、取組を継続して実施する。	568,777
I	3	(2)	私立高校生等奨学のための給付金	県	私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。	総務学事課	給付金を給付した保護者等の数	1,913人 (R元)	—	282,509	1,608人	私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。	264,254
I	3	(2)	高等学校等就学支援金(公立)	県	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該公立高等学校等に在学する生徒に対し、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	学校施設課	支援金を支給した生徒の数	21,879人 (R元)	—	2,291,837	19,655人	引き続き、取組を継続して実施する。	2,156,445
I	3	(2)	私立高等学校等就学支援金	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒等に対して授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	総務学事課	支援金を支給した生徒等の数	8,318人 (R元)	—	2,364,142	7,364人	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒等に対して授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	2,315,600

< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	3	(2)	生活福祉資金(教育支援資金)	青森県社会福祉協議会	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学(入学)するために必要な経費を貸し付ける。	健康福祉政策課	貸付額(送金額)	13,868千円(R円)	—	—	2,315千円	令和4年度も同様に貸付を行う。	—
I	3	(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付(就学支度資金及び修学資金)	県	母子家庭及び父子家庭の児童の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	就学支度資金及び修学資金貸付件数	219件(R円)	—	192,608	144件	引き続き母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯に対する就学支度資金及び修学資金の貸付を実施する。	127,086
I	3	(2)	青森県立高等学校授業料及び受講料の免除	県	県立高等学校の生徒又は保護者が、火災・水害など不慮の災害により、授業料等の納付が著しく困難と認められる場合等に授業料及び受講料を免除する。	学校施設課	授業料等を免除した生徒の数	62人(R円)	—	—	57人	引き続き、取組を継続して実施する。	—
I	3	(2)	私立高等学校等就学支援費補助	県	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、私立の高等学校等の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった生徒の数	4,179人(R円)	—	162,014	1,731人	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、私立の高等学校等の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	172,313
I	3	(2)	青森県立高等学校専攻科修学支援金	県	県立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該県立高等学校専攻科に在学する生徒に対し、授業料に充てる青森県立高等学校専攻科修学支援金を支給する。	学校施設課	補助金の対象となった生徒の数	40人(R2)	—	2,850	66人	引き続き、取組を継続して実施する。	3,800
I	3	(2)	私立高等学校専攻科就学支援金	県	私立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校専攻科の設置者が行う授業料の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった生徒の数	—	—	12,176	44人	私立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校専攻科の設置者が行う授業料の軽減事業に要する経費について県が補助する。	16,661
I	3	(2)	青森県育英奨学金(高校奨学金)	(公財)青森県育英奨学会	青森県の子弟のうち、学業・人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な生徒に対して学資を貸与する。また、遠距離通学等を行う生徒の負担軽減のため、一定額以上の通学費等を負担する市町村民税所得割非課税世帯の生徒に対し、奨学金の一部返還免除を行う。	教職員課	貸与者数	623人(R円)	—	—	—	学業・人物が優れている生徒が経済的理由により修学を断念することのないよう、学資の貸与を継続する。返還金が貸与の原資となっていることから、滞納者に対する督促を継続する。また、現行の高校奨学金制度に、一定の要件を満たす場合に返還免除となる制度を令和2年度から実施している。	—

< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	4	(1)	家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助(大学入学時奨学金)	県((公財)青森県育英奨学会への補助)	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対し、大学入学時に必要となる一時的経費を支援する。	こどもみらい課	貸付人数	22人 (R元)	100人	73,081	20人	大学入学時奨学金の貸与が継続して実施されるよう支援を行っていく。	73,579
I	4	(1)	青森県育英奨学金(大学奨学金)	(公財)青森県育英奨学会	青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な学生に対して学資を貸与する。	教職員課	貸与者数	227人 (R元)	—	—	—	学業・人物が優れている生徒が経済的理由により修学を断念することのないよう、学資の貸与を継続する。 返還金が貸与の原資となっていることから、滞納者に対する督促を継続する。	—
I	4	(1)	生活福祉資金(教育支援資金)【再掲】(I-3-(2))	青森県社会福祉協議会	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学(入学)するために必要な経費を貸し付ける。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	4	(1)	母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】(I-3-(2))	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	4	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	利用児童数	22人 (R元)	—	4,000	20人 (R3)	引き続き、児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	3,200
I	4	(1)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	県	児童養護施設等を退所した者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	貸付人数	就職者2人 進学者1人 (R元)	—	2,180	5人	引き続き、児童養護施設等を退所する就職者及び大学等進学者に対する家賃相当額及び生活費の貸付を行い、対象児童の社会自立を図る。	2,492
I	4	(1)	医師修学資金	県・国保連	主に本県出身の弘前大学医学部入学生及び県外医学生を対象に、修学資金の貸与により、医学部進学を支援する。	医療業務課	新規貸与件数	31件 (R2)	30件 (R7)	132,597	28件	引き続き、主に本県出身の弘前大学医学部入学生及び県外医学生を対象に、修学資金の貸与により、医学部進学を支援する。	123,221



< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	4	(1)	看護師等修学資金	県	県内の中小規模の病院や診療所等（以下「特定施設等」という。）に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の確保を図るため、県内の看護師等養成施設の在学中で、将来特定施設等に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与する。	医療薬務課	新規貸与件数	21件 (R2)	25件 (R7)	18,228	25件	引き続き、県内の看護師等養成施設の在学中で、将来特定施設等に勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与する。	15,246
I	4	(1)	介護福祉士修学資金等貸付事業	青森県社会福祉協議会	①介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す生徒及び学生に対する修学資金の貸付 ②離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付 ③他業種で働いていた者等に対する就職支援金の貸付	高齢福祉保険課	貸付人数	①141人 ② 15人 (R元)	①200人 ② 50人 ③ 50人 (R3)	68,633	①81人 ②31人 ③ 0人	引き続き制度を周知し、介護福祉士養成施設等の学生に対する学費等の貸付、離職した介護人材への再就職準備金貸付及び他業種で働いていた者が介護職に就労する際の就職支援金の貸付を行い、介護人材を着実に確保する。	53,101
I	4	(1)	保育士修学資金等貸付事業	県	①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付 ③未就学児をもつ保育士の子の預かり支援貸付	こどもみらい課	貸付人数	①52人 ②52人 (R元)	①210人 ②216人 (R4)	106,804	①53人 ②22人	毎年、一定程度の貸付実績があるので、引き続き予算を確保し、事業を実施する。	106,834
I	4	(1)	看護職員資格取得特別対策事業	県・県医師会・医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保するため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	医療薬務課	資格取得希望者への支援件数	3件 (R元)	9件 (R7)	14,115	5件	引き続き、実施していく予定である。	14,115
I	4	(2)	県立保健大学の授業料等の減免制度	青森県立保健大学	授業料の納入が経済的理由により困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者について、全額若しくは一部を免除する。（前期、後期ごとに減免判定を実施）	健康福祉政策課	—	—	—	54,267	—	国の高等教育修学支援制度に基づき、令和4年度も同様に事業を行う。	61,270
I	4	(2)	青森県営農大学校授業料等の減免制度	県	経済的理由等により授業料等を納入することが困難と認められた場合、授業料の全部又は一部を免除する。	構造政策課	授業料免除人数	9人 (R元)	—	—	利用者なし	引き続き、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく国の修学支援制度と併用して実施。	—

< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	4	(2)	私立専修学校授業料等減免事業費補助	県	私立専門学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して生み育てることができる環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対応に寄与するため、私立専門学校の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった生徒の数	—	—	156,343	302人	私立専門学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して生み育てることができる環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対応に寄与するため、私立専門学校の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	176,345
I	5	(1)	児童養護施設等入所児童に対する学習支援	県	児童保護措置費により支払われる教育費・特別育成費の中で、中学生の学習塾費用の実費及び、通塾した高校生等の人数に応じた費用を支給する。	こどもみらい課	—	—	—	—	—	児童保護措置費により支払われる教育費・特別育成費の中で、中学生の学習塾費用の実費及び、通塾した高校生等の人数に応じた費用を支給する。	—
I	5	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業 【再掲】(I-4-(1))	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	5	(1)	児童養護施設等退所者等自立支援資金貸付事業 【再掲】(I-4-(1))	県	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	5	(2)	特別支援教育就学奨励費補助	県・市町村	障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給する。	学校教育課	—	—	—	240,356	—	引き続き、障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給する。	217,287
I	6	(1)	学校・家庭・地域協働推進事業費(地域学校協働活動推進事業)	県	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生するために、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動の実施体制づくりを支援する。	生涯学習課	—	—	—	2,056	—	引き続き、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生するために、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムが実施されるよう、継続的・安定的な関係職員等への研修会実施を中心とした体制づくりを支援していく。	2,539

< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	6	(1)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	県・市町村	県立学校へのコミュニティスクール(学校運営協議会を設置している学校)の導入に向け、実施効果等を見極めるためのモデル校を指定し、学校運営協議会制度の仕組みを生かした学校と地域の連携・協働体制の構築を目指す。	学校教育課・教職員課	—	—	—	学校教育課 880 教職員課 765	—	県立学校においては、平成30年度から段階的に導入を始め、令和3年度までに8校へ導入し、保護者や地域住民が学校運営に参画している。今後も引き続き各校の取組の情報共有を図り、運営上の課題の検証や県立学校全体への理解啓発を行う。また、各市町村立小・中学校にあっては、各市町村が学校運営協議会を設置することとなるため、新たに設置に向けた検討を行う市町村がある場合、必要に応じて当該市町村の支援に努めるとともに、制度の周知を図るため、各市町村への情報提供を引き続き行う。	学校教育課 1,465 教職員課 204
I	6	(1)	学校・家庭・地域協働推進事業費(学校・家庭・地域協働推進事業費補助)	市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を市町村が実施するための経費支援を行う。	生涯学習課	放課後子ども教室実施箇所数(中核市除く)	66教室(R2)	72教室(R3)	64,938	65教室	引き続き、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生するために、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムが実施されるよう、経費の一部を補助し、支援していく。	39,067
I	6	(1)	学校を核とした地域づくり推進事業	県	本県における地域学校協働活動を一層推進し、社会全体で子どもたちの成長を支える仕組みを構築するため、多様な形態による地域学校協働本部のモデルを設置し、普及を図るとともに、地域学校協働活動に携わる教職員等に対する研修会を実施する。	生涯学習課	県内市町村における地域学校協働本部の整備率	42.4%(R2)	100%(R4)	3,298	49.3%(R3)	引き続き、多様な形態による地域学校協働本部のモデルについて情報提供し、普及を図るとともに、地域学校協働活動に携わる教職員等に対する研修会を実施する。	2,530
I	6	(2)	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)	県	生活困窮世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に町村毎に学習講習会を実施することで、安心して学習できる居場所を提供し、学力の向上を図る	健康福祉政策課	学習講習会申込者数	412人(R元)	—	15,405	—	引き続き、生活困窮世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に、県内の町村全域で学習講習会を実施する。	15,454
I	6	(2)	ひとり親家庭等生活向上事業費補助	市町村	ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等の事業を実施する市町村に対し、事業費の一部を補助する。	こどもみらい課	実施市町村数	1市(R2)	—	498	1市	ひとり親家庭の児童等に対する学習支援が実施されるよう、引き続き、学習講習会を実施する市に対し、補助する。	996

< I 教育の支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
I	7	(1)	生活保護(教育扶助)	県・市	保護者が負担すべき給食費の額を基準として支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	772件 (R元)	—	—	—	事業を継続する。	—
I	7	(1)	就学援助(学校給食費) 【再掲】(1-3-(1))	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	7	(1)	学校給食の普及・充実	県	保護者の負担軽減を図る観点から、県立特別支援学校の完全給食未実施校解消を目指す。	スポーツ健康課	未実施校数	2校 (R2)	—	—	—	保護者の負担軽減を図る観点から、県立特別支援学校の完全給食未実施校解消を目指す。	—
I	7	(2)	児童保護措置費	県	児童福祉法第50条の規定により、県が児童福祉施設等に支弁する入所児童の生活費及び施設の最低基準を維持する費用を支払う。	こどもみらい課	—	—	—	—	—	児童福祉法第50条の規定により、県が児童福祉施設等に支弁する入所児童の生活費及び施設の最低基準を維持する費用を支払う。	—
I	7	(3)	母子・父子自立支援員の配置	県・市	福祉事務所に、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	こどもみらい課	年間相談件数	6,681件 (R元)	7,000件	13,805	6,789件	ひとり親家庭の自立に向け、引き続き母子・父子自立支援員による相談・支援を実施する。	13,912

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	1	(1)	妊産婦情報共有システム構築事業	県	安全な妊娠、出産環境を構築し、子どもの健全な育成に資するため、医療と保健の連携体制の充実強化を図り、妊娠初期から産褥期まで、一貫した支援を行う。	こどもみらい課	妊婦連絡票提出率	99.2% (R元)	100% (R7)	966	99.2%	妊産婦情報共有システムの円滑な運用を図り、高リスク妊婦への支援の連携を継続する。	963
Ⅱ	1	(1)	乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	こどもみらい課	事業利用人数	8,082件 (R元)	ニーズに応じて実施 (R6)	11,424	7,542件	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	11,952
Ⅱ	1	(1)	乳幼児はつらつ育成事業費補助事業	県	乳幼児の健康の保持促進及び出生育児環境の整備を図るため、市町村が行う乳幼児医療費給付事業に要する経費に対し、補助を行う。	こどもみらい課	—	—	—	760,506	—	39市町村が事業を行っており(1町は本補助金は受けていないが同様の事業を実施)、今後も市町村が行う乳幼児医療費給付事業に要する経費の補助を継続する。	735,941
Ⅱ	1	(2)	乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問【再掲】(Ⅱ-1-(1))	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	1	(2)	女性相談所の設置	県	経済的な問題や健康上の問題など、様々な問題を抱えた女性に対する相談支援や、DV被害者への相談支援、また自立に向けた支援等を行う。	こどもみらい課	相談受理件数	1,178件 (R元)	—	—	949件	引き続き、様々な問題を抱えた女性やDV被害者に対する来所相談、電話相談の実施及び自立に向けた支援を実施する。	—
Ⅱ	1	(2)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	特別相談(法律相談)件数	延べ18件 (R元)	30件 (R7)	21,513	17件	引き続きひとり親家庭の自立に向け、各種事業を継続し、支援していく。	21,314
Ⅱ	2	(1)	生活困窮者自立相談支援事業	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	①新規相談受付数 ②プラン作成件数 ③新規就労支援対象者数 ④就労・増収率 ※人口10万人あたり	①16.0人 ②9.8人 ③2.8人 ④59% (R元)	①16.0人 ②8.0人 ③4.8人 ④75% (R3)	65,609	①24.2人 ②12.9人 ③2.7人 ④38.9%	引き続き、町村部を対象に自立相談窓口6ヶ所を設置し、自立相談支援事業を実施する。	65,712

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	2	(1)	生活困窮者に対する家計改善支援	県	家計相談支援員が県内6箇所の自立相談支援機関に出向き、多重債務や浪費癖など家計上の問題を抱えている対象者への支援を行う。	健康福祉政策課	新規支援人数	51人 (R元)	—	7,242	42人	引き続き、多重債務や浪費癖など家計上の問題を抱えている対象者に対する家計相談支援員による支援を行う。	7,245
Ⅱ	2	(1)	母子自立支援プログラム策定事業	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	こどもみらい課	プログラム策定件数	4件 (R元)	6件 (R6)	55	5件	引き続き個々の意向、意欲を考慮した支援メニュー作成、自立の支援を行っていく。	55
Ⅱ	2	(1)	ひとり親家庭等相談機能強化事業	県	ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子・父子自立支援員の資質の向上及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	こどもみらい課	ひとり親家庭に対する青森県母子家庭等就業・自立センター事業周知度	48.3% (R元)	—	909	—	引き続きひとり親家庭が活用可能な事業の周知及び相談機能強化を実施していく。	945
Ⅱ	2	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業)	県	修学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、当該家庭の生活の安定を図る。	こどもみらい課	派遣回数	59回 (R元)	60回 (R7)	2,260	60回	ひとり親家庭等生活の安定を図るため、引き続き家庭生活支援員の派遣を実施していく。	2,367
Ⅱ	2	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業) 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	2	(2)	延長保育促進事業	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	こどもみらい課	利用実人員	14,279人 (R元)	12,200人 (R6)	165,647	4,751人	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	159,537
Ⅱ	2	(2)	病児保育事業	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	こどもみらい課	利用延人員	8,448人 (R元)	16,197人 (R6)	80,194	4,957人	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等をする。	88,315
Ⅱ	2	(2)	一時預かり事業	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	こどもみらい課	利用延人員	511,581人 (R元)	415,730人 (R6)	275,048	537,633人	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	303,436

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	2	(2)	放課後児童健全育成事業	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	こどもみらい課	登録児童数	14,237人 (R元)	15,885人 (R6)	679,629	13,268人	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	794,109
Ⅱ	2	(2)	学校・家庭・地域協働推進事業費(地域学校協働活動推進事業) 【再掲】(I-6-(1))	県	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生するために、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動の実施体制づくりを支援する。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	2	(2)	学校・家庭・地域協働推進事業費(学校・家庭・地域協働推進事業費補助) 【再掲】(I-6-(1))	市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を市町村が実施するための経費支援を行う。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(1)	里親養育包括支援事業	県	里親のリクルートから里親養育への支援に至るまで、一貫した里親支援を行う。	こどもみらい課	—	—	—	19,883	—	質の高い里親養育を実現するため、各フォostリング機関において、里親制度の普及啓発・里親のリクルート、里親研修・トレーニング、里親委託等が適当な児童と里親のマッチング、里親の養育支援に至るまで、一貫した里親支援を行う。	24,360
Ⅱ	3	(1)	児童相談所における里親委託の優先	県	児童相談所において、保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たって、里親・ファミリーホームへの委託を優先して検討する。	こどもみらい課	里親等委託率	28.1% (R元)	50.9% (R11)	—	32.5%	引き続き、家庭で保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たっては、「里親委託優先の原則」により援助方針を検討することを徹底する。	—
Ⅱ	3	(1)	里親、小規模・住居型児童養育事業の拡充と、児童養護施設等の小規模化、地域分散化に向けた取組	県	「青森県社会的養育推進計画」(R元年度策定)の推進	こどもみらい課	—	—	—	—	—	令和11年度までに里親委託率を50.9%まで増加させるとともに、児童養護施設等が小規模かつ地域分散化された「できるだけ良好な家庭的環境」もにおいて高機能化された養育ができるよう支援を行う。	—
Ⅱ	3	(2)	あおもりの「食」を育む食育県民運動推進事業	県	全県的な食育推進体制の充実のため、「青森県食育推進会議」を設置して本県の食育推進対策についての意見・提言を徴するとともに、食育関係者・団体等による地域の実情に即した食育の推進のため、人材育成や活動支援を行う。	食の安全・安心推進課	—	—	—	6,349	—	引き続き、各地域食育ネットワーク協議会の活動を通じた市町村等関係者との連携強化や、地域の団体等による意欲的な食育活動の定着を図る。	6,230

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	3	(2)	地域みんなの食育推進事業	県	全ての県民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域内での連携・協力による食育や、若い世代等の生活様式に合った効果的な取組を推進する。	食の安全・安心推進課	—	—	—	10,649	—	第4次青森県食育推進計画が目指す健康で活気に満ちた「くらし」と持続可能な「食」の実現に向けて、引き続き、地域関係者の連携を深めながら、効果的な食育活動を推進する。	10,627
Ⅱ	3	(3)	地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業費	県	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届く仕組みづくりが必要であるため、介護保険施設や保育所等の既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所づくり」を促進する。	こどもみらい課	県内の子どもの居場所登録数	30か所 (R2)	—	5,678	50か所 (R3)	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届くようにするため、引き続き、既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所」づくりを促進する。	終了
Ⅱ	3	(3)	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業) 【再掲】(Ⅰ-6-(2))	県	生活困窮世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に町村毎に学習講習会を実施することで、安心して学習できる居場所を提供し、学力の向上を図る	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(3)	延長保育促進事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(3)	病児保育事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(3)	一時預かり事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(3)	放課後児童健全育成事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	3	(3)	学校・家庭・地域協働推進事業費(地域学校協働活動推進事業) 【再掲】(Ⅰ-6-(1))	県	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生するために、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動の実施体制づくりを支援する。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)



<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	3	(3)	学校・家庭・地域協働推進事業費(学校・家庭・地域協働推進事業費補助)【再掲】(I-6-(1))	市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を市町村が実施するための経費支援を行う。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	4	(1)	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	こどもみらい課	受講者数	0件 (R元)	2件 (R7)	300	0件	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	300
Ⅱ	4	(1)	看護職員資格取得特別対策事業【再掲】(I-4-(1))	県・ 県医師会・医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保するため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	医療薬務課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	4	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等事業)	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	4	(1)	社会的養護自立支援事業	県	里親・児童養護施設等への委託・措置を解除された者及び解除を控えた者に対して、継続支援計画を作成し、生活上の問題や進路の問題等に関する相談支援を行う。 また、委託・措置解除後も特に支援の必要性が高い就学中の者に対して、施設等において引き続き居住の場を提供し、居住に要する費用及び生活費等を支給する。	こどもみらい課	—	—	—	8,097	—	引き続き、里親・児童養護施設等への委託・措置を解除された者及び解除を控えた者に対して、継続支援計画を作成し、生活上の問題や進路の問題等に関する相談支援を行う。 また、委託・措置解除後も特に支援の必要性が高い就学中の者に対して、施設等において引き続き居住の場を提供し、居住に要する費用及び生活費等を支給する。	14,338

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	4	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業 【再掲】(1-4-(1))	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	4	(1)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 【再掲】(1-4-(1))	県	児童養護施設等を退所した者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	4	(2)	ジョブカフェあおもり運営・推進事業	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	労政・能力開発課	—	—	—	92,890	—	引き続き45歳未満の若年者の総合的な就労支援を行う。	94,107
Ⅱ	4	(3)	ジョブカフェあおもり運営・推進事業 【再掲】(Ⅱ-4-(2))	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	労政・能力開発課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	5		公営住宅における優遇抽選制度(母子・父子・多子家庭)	県	県営住宅の入居者の一般公募において、入居申込者の数が募集戸数を超え公開抽選を行う場合は、母子・父子家庭及び多子家庭(優遇世帯)の当選倍率を一般の世帯の2倍になるように優遇する。	建築住宅課	母子家庭及び父子家庭の入所世帯数	383世帯(R円)	—	—	319世帯	今後も制度を継続していく。	—
Ⅱ	5		子育て世帯等の住宅確保要配慮者への居住支援	青森県居住支援協議会	居住支援法人やあんしん賃貸住宅協力店等と連携しながら、セーフティ住宅等の民間賃貸住宅に関する子育て世帯等への情報提供や相談対応の居住支援を行うとともに、民間賃貸住宅事業者向けの居住支援セミナーを開催する。	建築住宅課	—	—	—	—	—	子育て世帯等への情報提供や相談対応の居住支援を引き続き行う。	—
Ⅱ	5		母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金及び転宅資金)	県	母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯に対し、住宅を建築、補修等するための住宅資金と住宅を移転するための賃貸に必要となる資金を貸し付ける。	こどもみらい課	住宅資金及び転宅資金貸付件数	1件(R円)	—	2,260	0件	引き続き母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯に対する住宅資金及び転宅資金の貸付を実施する。	2,000
Ⅱ	5		住居確保給付金の支給	県	離職等により住居を失った若しくは失うおそれのある者に対し、家賃相当額の住居確保給付金を支給することと併せて、自立相談支援機関による就労支援を行うことにより、早期の自立を図る。	健康福祉政策課	—	—	—	10,524	9人	引き続き、離職等により住居を失った若しくは失うおそれのある者に対し、家賃相当額の住居確保給付金を支給することと併せて、自立相談支援機関による就労支援を行う。	10,524

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	6	(1)	社会的養護自立支援事業 【再掲】(2-4-(1))	県	里親・児童養護施設等への委託・措置を解除された者及び解除を控えた者に対して、継続支援計画を作成し、生活上の問題や進路の問題等に関する相談支援を行う。 また、委託・措置解除後も特に支援の必要性が高い就学中の者に対して、施設等において引き続き居住の場を提供し、居住に要する費用及び生活費等を支給する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	6	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業 【再掲】(1-4-(2))	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	6	(1)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 【再掲】(1-4-(2))	県	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	6	(2)	児童養護施設等における18歳以降の措置延長	県	被措置児童が満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、大学等に進学または就職や福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合や、障害・疾病等の理由により進学・就職が決まらない児童等であって継続的な養育を要する場合等について、施設等・児童・保護者の意向を確認するとともに、延長が必要と判断された場合において措置延長を行う。	こどもみらい課	4月1日時点の措置延長児童	4名 (R円)	—	—	24名	引き続き、必要に応じて措置延長を行っていく。	—
Ⅱ	6	(2)	青森県身元保証人確保対策事業	県	施設を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人又は連帯保証人を確保できない場合、県社会福祉協議会を保険契約者、児童養護施設長等を被保険者(身元保証人等)とした損害保険契約を締結し事故発生時の補償を行うことで、身元保証人等を確保し、施設退所児童等の自立を促進する。	こどもみらい課	利用者数	0件 (R円)	—	41	0件	施設を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人又は連帯保証人を確保できない場合、引き続き、県社会福祉協議会を保険契約者、児童養護施設長等を被保険者(身元保証人等)とした損害保険契約を締結し事故発生時の補償を行うことで、身元保証人等を確保し、施設退所児童等の自立を促進する。	41

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	7	(1)	里親、小規模・住居型児童養育事業の拡充と、児童養護施設等の小規模化、地域分散化に向けた取組【再掲】(Ⅱ-3-(1))	県	「青森県家庭的養護推進計画」(H26年度策定)の推進	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	7	(1)	要保護児童支援者研修事業	県	市町村要保護児童対策地域協議会構成員、地域の関係者、社会的養護施設の職員に対して虐待対応及び被措置児童等虐待防止についての研修を実施する。	こどもみらい課	—	—	—	1,628	①市町村：24市町村 ②施設等：13	市町村が虐待の早期発見・早期対応ができるような体制づくりや社会的養護体制の充実強化を図るため、要保護児童に関わる関係機関職員の支援力向上は必要であることから、引き続き事業を行っていく。	1,580
Ⅱ	7	(1)	里親養育包括支援事業【再掲】(Ⅱ-3-(1))	県	里親のリクルートから里親養育への支援に至るまで、一貫した里親支援を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	7	(1)	児童相談所における里親委託の優先【再掲】(Ⅱ-3-(1))	県	児童相談所において、保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たって、里親・ファミリーホームへの委託を優先して検討する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	7	(1)	児童相談所虐待対応強化研修事業	県	児童相談所職員の専門性向上のために研修を実施し、研修へ派遣する。	こどもみらい課	—	—	—	9,293	100%	新任職員の基礎的支援力の定着及び中堅以上の職員の専門性や技術の向上を図るため引き続き事業を行っていく。	9,282
Ⅱ	7	(2)	要保護児童支援者研修事業【再掲】(Ⅱ-7-(1))	県	市町村要保護児童対策地域協議会構成員、地域の関係者、社会的養護施設の職員に対して虐待対応及び被措置児童等虐待防止についての研修を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	1,628	①市町村：24市町村 ②施設等：13	市町村が虐待の早期発見・早期対応ができるような体制づくりや社会的養護体制の充実強化を図るため、要保護児童に関わる関係機関職員の支援力向上は必要であることから、引き続き事業を行っていく。	1,580
Ⅱ	7	(2)	子ども・若者育成支援推進事業	県	子ども・若者育成支援推進法に基づく「青森県子ども・若者支援地域協議会」の運営。	青少年・男女共同参画課	—	—	—	193	—	引き続き子ども・若者支援に関する全県的な事項について、関係機関と協議していく。	193

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	7	(2)	子ども・若者を地域で支える体制強化事業	県	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を地域で支える体制を強化するため、県内3地域(津軽、県南、下北)レベルで市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係機関等が参画するネットワーク会議の運営を、民間団体に業務委託し地域の連絡調整団体として育成する。 また、各地域ネットワーク会議の構成機関が参加する合同相談会を試行的に開催すること及びSNSを使った広告を配信することにより潜在的な支援ニーズをつなぐ機会を創出する。	青少年・男女共同参画課	—	—	—	3,398	—	引き続きネットワーク会議の運営を民間団体に業務委託し、連絡調整団体として育成するほか、当事者やその家族が地域の総合支援体制とつながる機会づくりとして、合同相談会の開催やSNSを活用した広報活動に取り組む。	3,368
Ⅱ	7	(2)	若者の社会参加促進事業(自然体験・交流塾)	県	社会とつながりへのきっかけを求めている若者を対象に、コミュニケーション力や社会性を育むために、自然体験・交流塾を実施する。	生涯学習課	事業参加により社会とつながるきっかけを保持した参加者の割合	100%(R2)	100%(R3~R5)	1,011	100%	引き続き、ひきこもりやニート等の課題を抱える若者の社会参加を促進するため自然体験・交流塾を実施する。 若者支援団体等との意見交換のもと、参加者のコミュニケーション力の向上を目的としたプログラムや体験活動を提供する。	1,018
Ⅱ	7	(2)	地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業費【再掲】(Ⅱ-3-(3))	県	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届く仕組みづくりが必要であるため、介護保険施設や保育所等の既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所づくり」を促進する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	7	(3)	母子・父子自立支援員の配置【再掲】(Ⅰ-7-(3))	県・市	福祉事務所に、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	7	(4)	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】(Ⅱ-2-(1))	県	自立相談支援機関において、様々な課題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	7	(4)	母子・父子自立支援員の配置【再掲】(Ⅰ-7-(3))	県・市	福祉事務所に、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅱ	7	(5)	母子・父子自立支援員に対する研修	県	母子・父子自立支援員を県外研修等に派遣し、資質の向上と業務の円滑化を図る。	こどもみらい課	派遣回数	5回 (R元)	6回 (R6)	1,664	4回	資質向上等のため母子・父子自立支援員を県外研修等の派遣を継続する。	1,633
Ⅱ	7	(5)	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】(Ⅱ-2-(1))	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅱ	7	(5)	民生委員、児童委員に対する研修	県	民生委員・児童委員が要援護者に対して行う訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進するため、必要不可欠な知識及び技能を習得させる。	健康福祉政策課	参加人数	679人 (R元)	全市町村の民生委員の研修受講	969	335人	引き続き、民生委員・児童委員を対象に研修を実施する。	1,292
Ⅱ	7	(5)	生活困窮者自立支援制度人材養成研修への参加	県・市	県内において、生活困窮者自立支援制度における各支援員として従事している者について、全国社会福祉協議会が開催する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」に出席させる。	健康福祉政策課	参加人数	11人 (R元)	—	—	14人	引き続き、国が主催する養成研修に参加する。	—
Ⅱ	7	(5)	専門・広報啓発研修事業(教育研修)	県	保健、医療、福祉、教育等の関係団体を対象に、思春期精神保健に関する研修を実施し、関係者の資質向上と相互連携を図る。	障害福祉課	実施回数	年1回 (R元)	年1回	169	R3:1回 233人	引き続き、思春期精神保健に関する研修を実施し、関係者の資質向上と相互連携を図る。	169

<Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅲ	(1)		母子自立支援プログラム策定事業【再掲】(Ⅱ-2-(1))	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ	(1)		ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援事業、就業支援講習会等事業等)【再掲】(Ⅱ-4-(1))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ	(1)		母子家庭等自立支援給付費補助事業	県	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を支援する。	こどもみらい課	給付件数	8件 (R元)	10件 (R7)	10,401	11件	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を引き続き支援する。	16,756
Ⅲ	(1)		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	県	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う青森県社会福祉協議会への補助を行う。	こどもみらい課	貸付人数	—	入学準備 25人 就職支度 20人 (R4)	1,910	8件	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付に対する補助を継続する。	1,700
Ⅲ	(1)		介護福祉士修学資金等貸付事業【再掲】(Ⅰ-4-(1))	青森県社会福祉協議会	①介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付 ③他業種で働いていた者等に対する就職支援金の貸付	高齢福祉保険課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ	(1)		保育士修学資金等貸付事業【再掲】(Ⅰ-4-(1))	県	①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ	(1)		看護職員資格取得特別対策事業【再掲】(Ⅰ-4-(1))	県・県医師会・医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保するため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	医療業務課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

<Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅲ	(1)	母子父子寡婦福祉資金貸付(技能習得資金及び生活資金)	県	母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯に対し、就職などに必要とする知識技能を習得するための資金と知識技能を習得している期間の生活資金を貸し付ける。	こどもみらい課	技能習得資金及び生活資金貸付件数	6件 (R元)	—	16,800	3件	引き続き母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯に対する技能習得資金及び生活資金の貸付を実施する。	15,984	
Ⅲ	(1)	離職者等再就職訓練事業	県	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。	労政・能力開発課	訓練修了者の就職率	81.4% (H30)	—	635,731	73.1% (R4.5月末現在)	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。	661,832	
Ⅲ	(1)	離職者生活安定資金融資制度	県	県内に居住する労働者が企業倒産等の事業主の都合により離職することとなった場合に、生活の安定と再就職の支援を図るため、必要な資金を低利で融資する。	労政・能力開発課	融資件数	2件 (R元)	—	6,262	1件	県内に居住する労働者が企業倒産等の事業主の都合により離職することとなった場合に、生活の安定と再就職の支援を図るため、必要な資金を低利で融資する。	6,009	
Ⅲ	(1)	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】(Ⅱ-2-(1))	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	
Ⅲ	(1)	生活保護(就労活動促進費・就労自立給付金)	県・市	生活保護を受給し自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給、保護受給中の就労収入の一部を積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	就労活動促進費 0件 就労自立給付金 98件 (R元)	—	—	—	事業を継続する。	—	
Ⅲ	(1)	生活保護(高等学校等就学費)	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	487件 (R元)	—	—	—	事業を継続する。	—	
Ⅲ	(2)	離職者等再就職訓練事業【再掲】(Ⅲ-(1))	県	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。	労政・能力開発課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	
Ⅲ	(2)	母子家庭等自立支援給付費補助事業【再掲】(Ⅲ-(1))	県	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を支援する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	



<Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅲ		(2)	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付【再掲】(Ⅲ-1))	県	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う青森県社会福祉協議会への補助金を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(2)	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】(Ⅱ-4-1))	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(2)	生活保護(高等学校等就学)【再掲】(Ⅲ-1))	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(2)	学び直しを通じたキャリア形成支援ポータルサイト「Re-Learn Aomori(リ・ラーンあおもり)」の運営	県	若者・女性の学び直しを通じたキャリア形成支援事業(R1~R2重点枠事業)において構築した、学習機会情報の提供を行うウェブサイト「Re-Learn Aomori(リ・ラーンあおもり)」の運営。	生涯学習課	—	—	—	—	—	「学び直しを通じたキャリア形成支援ポータルサイトRe-Learn Aomori(リ・ラーンあおもり)」の運営及び周知に関する業務を行い、学び直しの促進・啓発を図っていく。	—
Ⅲ		(3)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援事業、就業支援講習会等事業)【再掲】(Ⅱ-4-1))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(3)	母子父子福祉団体等からの役務・物品の優先調達	県	特別措置法の規定を踏まえ、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達。	こどもみらい課	—	—	—	—	—	特別措置法の規定を踏まえ、引き続き、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達についての周知を図る。	—
Ⅲ		(4)	延長保育促進事業【再掲】(Ⅱ-2-2))	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(4)	病児保育事業【再掲】(Ⅱ-2-2))	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

<Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅲ		(4)	一時預かり事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(4)	放課後児童健全育成事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(4)	学校・家庭・地域協働推進事業費(地域学校協働活動推進事業) 【再掲】(Ⅰ-6-(1))	県	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生するために、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動の実施体制づくりを支援する。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(4)	学校・家庭・地域協働推進事業費(学校・家庭・地域協働推進事業費補助) 【再掲】(Ⅰ-6-(1))	市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を市町村が実施するための経費支援を行う。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

<Ⅳ 経済的支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅳ		(1)	児童扶養手当	県・市	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給する。	こどもみらい課	受給者数	13,592人 (R元)	—	1,245,261	12,037人	引き続きひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当の支給を行う。	1,196,463
Ⅳ		(1)	特別児童扶養手当	県	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉を増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給する。	こどもみらい課	受給者数	3,503人 (R元)	—	—	3,739人	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉を増進を図ることを目的に特別児童扶養手当の認定を行う。(手当の支給は国が行う。)	—
Ⅳ		(2)	ひとり親家庭等相談機能強化事業 【再掲】(Ⅱ-2-(1))	県	ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子父子自立支援員の資質の向上、及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(3)	母子父子寡婦福祉資金貸付 【再掲】(Ⅰ-3-(2)) (Ⅰ-4-(1)) (Ⅱ-5) (Ⅲ-(1))	県	母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯に対し、経済的自立と児童の福祉増進を図るため各種資金の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(4)	生活保護(教育扶助) 【再掲】(Ⅰ-7-(1))	県・市	義務教育に伴って必要な学用品、教材代を支給する。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(4)	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))	県・市	義務教育を終えた生徒が高等学校に進学する際の入学料、入学考査料等を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	—	—	—	—	事業を継続する。	—
Ⅳ		(4)	生活保護世帯の高校生の就労収入の取扱(塾経費等の控除)	県・市	高校生の就労収入のうち、学習塾に要する経費や大学就学に必要な経費は収入として認定しない。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な認定件数	—	—	—	—	事業を継続する。	—
Ⅳ		(4)	生活保護(進学準備給付金)	県・市	18歳以上の者で、大学等の特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として給金を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な認定件数	32件 (R元)	—	—	—	事業を継続する。	—

<Ⅳ 経済的支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅳ		(5)	就学援助 【再掲】(Ⅰ-3-(1))	市町村	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	学校教育課、スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(5)	就学援助(医療費) 【再掲】(Ⅰ-3-(1))	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(5)	就学援助(学校給食費) 【再掲】(Ⅰ-3-(1))	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(5)	国公立高校生等奨学のための給付金 【再掲】(Ⅰ-3-(2))	県	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(5)	私立高校生等奨学のための給付金 【再掲】(Ⅰ-3-(2))	県	私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(5)	高等学校等就学支援金(公立) 【再掲】(Ⅰ-3-(2))	県	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該公立高等学校に在学する生徒に対し、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(5)	私立高等学校等就学支援金 【再掲】(Ⅰ-3-(2))	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒等に対して授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

<Ⅳ 経済的支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
IV		(5)	青森県立高等学校授業料及び受講料の免除 【再掲】(I-3-(2))	県	県立高等学校の生徒又は保護者が、火災・水害など不慮の災害により、授業料等の納付が著しく困難と認められる場合等に授業料及び受講料を免除する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	青森県立高等学校学び直し支援金 【再掲】(I-1-(3))	県	県立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び県立高等学校等に入学し学び直しをする生徒に対して、学び直し支援金を支給する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	私立高等学校等就学支援費補助 【再掲】(I-3-(2))	県	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、私立の高等学校等の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	青森県立高等学校専攻科修学支援金 【再掲】(I-3-(2))	県	県立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該県立高等学校専攻科に在学する生徒に対し、授業料に充てる青森県立高等学校専攻科修学支援金を支給する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	私立高等学校専攻科就学支援金 【再掲】(I-3-(2))	県	私立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校専攻科の設置者が行う授業料の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(6)	ひとり親家庭等医療費助成事業	市町村	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童に対して、医療費を助成する。	こどもみらい課	実施市町村数	40市町村 (全市町村) (R元)	40市町村 (全市町村)	471,045	40市町村 (全市町村)	県内全市町村で事業を実施しており、ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持等に寄与していることから、ひとり親家庭等医療費補助事業を継続して実施する。	457,069

<Ⅳ 経済的支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
Ⅳ		(7)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業 (地域生活支援事業) 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ		(7)	母子・父子自立支援員に対する研修 【再掲】(Ⅱ-7-(5))	県	母子・父子自立支援員を県外研修等に派遣し、資質の向上と業務の円滑化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

<V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
V	(1)		奨学のための給付金事業費(一部にコロナ関連事業含む) 【再掲】(I-3-(2))	県	授業料以外の教育費に対し一定額を給付する。(家計が急変した世帯への補助、オンライン学習に必要な通信費の補助を含む。)	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		私立高等学校等奨学のための給付金(一部にコロナ関連事業含む) 【再掲】(I-3-(2))	県	授業料以外の教育費に対し一定額を給付する。(家計が急変した世帯への補助、オンライン学習に必要な通信費の補助を含む。)	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		私立高等学校等就学支援費補助(一部にコロナ関連事業含む) 【再掲】(I-3-(2))	県	・年収目安590万円~710万円未満世帯について、授業料と国の高等学校等就学支援金の差額部分に一定額を補助する。(家計が急変した世帯への補助を含む。) ・非課税世帯の入学金に対し補助する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		県立高等学校授業料減免事業費 【再掲】(I-3-(2))	県	家計が急変した世帯等の生徒の授業料を減免する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		高校奨学金貸与事業(緊急採用) 【再掲】(I-3-(2))	(公財)青森県青森英奨学会	家計が急変した生徒で、その事由が発生してから1年以内である場合を対象に、学資を貸与する。(新型コロナウイルス感染症の影響等により家計急変した場合も対象となる。)	教職員課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助 【再掲】(I-4-(1))	県((公財)青森県青森英奨学会への補助)	一定の要件を満たす生徒に対し、大学入学時に必要となる一時的経費を支援する。(新型コロナウイルス感染症の影響等により家計急変した場合も対象となる。)	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

<V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
V		(2)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業【再掲】(I-4-(1))	県	児童養護施設等の退所者で新型コロナウイルスの影響による内定取消やアルバイトの休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V		(1)	私立専修学校授業料等減免事業費補助(一部にコロナ関連事業含む)【再掲】(I-4-(2))	県	年収目安380万円未満世帯の授業料・入学金に対し補助する。(家計が急変した世帯への補助を含む。)	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V		(1)	ひとり親家庭等生活向上事業費補助	市	ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業での感染拡大防止対策の購入費用に対し補助する。	こどもみらい課	—	—	—	—	—	ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業での感染拡大防止対策が実施されるよう、引き続き、事業を実施する市に対し補助する。	—
V		(2)	母子・父子自立支援員等相談支援体制強化事業	県	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活環境の変化に対応した母子・父子自立支援員の相談支援体制を構築・強化する。	こどもみらい課	—	—	—	—	—	令和2年度事業にて母子・父子自立支援員へのタブレット配布によるオンライン相談対応可能な体制構築を行った。	終了
V		(2)	児童養護施設等環境改善事業	県	児童養護施設等において感染拡大防止対策の購入費用等に対し補助する。また、県出先機関の感染防止体制を整備する。	こどもみらい課	—	—	—	8,000	—	児童養護施設等において感染拡大防止対策の購入費用等に対し補助する。また、県出先機関の感染防止体制を整備する。	8,300
V		(2)	児童相談所等支援体制強化事業費	県	児童相談所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活環境の変化に対応した相談支援体制を構築・強化する。	こどもみらい課	—	—	—	—	—	(令和2年度で事業終了)	終了
V		(2)	一時保護所等体制強化事業費	県	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の子どもを一時保護所等で受け入れる際の健康観察や症状が出た場合の関係機関との連携を図るため、看護師を派遣する。	こどもみらい課	—	—	—	7,179	—	引き続き、一時保護所や看護師が配置されていない児童養護施設等に対し、定期的に看護師を派遣するとともに、上記施設で新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等を受け入れた場合は、子どもの健康観察等や関係機関との連絡調整を実施する。	5,611



<V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
V		(2)	児童相談所ICT機器導入事業	県	児童相談所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活環境の変化に対応した相談支援体制を強化し、ICT機器の活用により業務効率化を図る。	こどもみらい課	—	—	—	10,499	—	引き続き、ICT機器を活用することで、生活環境の変化に対応した相談支援体制を構築するとともに業務の効率化を図る。	2,912
V		(3)	コロナ禍における離職者等就労支援事業	県	①休業者の就労支援 ・企業訪問のほか、ハローワークなどの公的機関等から情報収集し、兼業・副業が可能な仕事の掘り起こしを行う。 ・兼業・副業が可能な求人情報を閲覧できるサイトを構築し、休業者と県内事業所とのマッチングをサポートする。 ②離職者の就労支援 ・中途入社で活躍できる企業について、ショッピングモールなど利便性の高い場所で地域密着型のミニ企業説明会を開催する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、資格や経験を問わずに正規雇用の募集を行う県内中小企業に対し、求人広告に要する経費を補助する。	労政・能力開発課	—	—	—	32,348	—	コロナ禍における離職者を支援するため、引き続き兼業・副業が可能なサイトの運営を行うとともに、離職者に向けた企業説明会を開催し、求人広告に要する経費の一部を補助する。	20,164
V		(3)	あおもり雇用再生支援事業	県	①県、事業主団体、労働者団体等を構成員とした協議会の開催 ②事業主に対し、雇用機会の確保等につなげる取組として、業務プロセス見直しや経営多角化をテーマとしたセミナーを開催 ③県内に事業所を有する企業等が、求職者を正規雇用した上で行う人材育成について、参加企業を公募し、県からの委託事業として実施する。	労政・能力開発課	—	—	—	101,598	—	コロナ禍における離職者のため今後も他の事業等で支援を続ける。	終了
V		(3)	コロナ禍における新卒未就職者支援事業	県	県内に事業所を有する企業が、新卒未就職者(既卒3年以内を含む)を正規雇用した上で行う人材育成について、参加企業を公募し、県からの委託事業として実施する。	労政・能力開発課	—	—	—	30,360	—	コロナ禍における離職者のため、今後も他の事業等で支援を続ける。	終了
V		(4)	住居確保給付金(新型コロナウイルス感染症対応分)	福祉事務所設置自治体	収入要件等満たした者に、家賃相当分の住居確保給付金を支給する。	健康福祉政策課	—	—	—	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

< V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援 >

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度			令和4年度
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								当初予算額 (千円)	実績	見直し(課題・今後の取組の方向性)	当初予算額 (千円)
V		(4)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業 (地域生活支援事業) 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1) 就業相談員による就業相談、2) 技能・資格を習得するための講習会の開催、3) 就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4) 在宅就業に向けた支援のほか、5) 養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)